



# Q&A

テーマ

## セクハラ・マタハラ

vol.6

がんばってる  
ねえ～

**Q** 上司がなにかと身体を触ってくる。  
同僚に相談しても「悪気はないよ」と言われるだけ。  
私はすごく嫌なのですが、ガマンするしかないの？



**A** 相手の意に反して性的な言動を行い、そのことで労働者が不利益を被ったり、働く環境を悪化させられたりすることを、セクシュアルハラスメント(セクハラ)といいます。不快に感じたらガマンせず、「やめてください」とはっきり意思表示しましょう。  
男女雇用機会均等法では、事業主がセクハラ防止のための適切な配慮をすることを義務づけています。もし会社に相談しても適切な対処がなされなかったら、労働組合や都道府県労働局雇用環境・均等部(室)などに相談してください。その際、日時、場所、具体的なやりとりの詳細等を証拠として残しておくことが大切です。

**Q** 職場の人が性的な冗談を言ってきたり、容姿、身体のことからかってくる。これもセクハラなのかな？



**A** 身体に直接触れなくても、性的な噂を流したり、身体的なことをからかったり、わいせつな写真などを見せたりする行為はセクハラにあたる可能性があります。また、異性だけでなく、同性からの行為もセクハラになります。職場のセクハラは、個人の問題ではすまされない問題です。苦痛を感じるときは、会社の相談窓口や労働組合などに相談しましょう。



**Q** 妊娠したことを上司に伝えたら、「仕事を続けるつもり? 迷惑なんだけど」と言われた。もう、辞めるしかないの？

**A** 妊娠・出産を理由とする解雇・雇止めや、職場で精神的・肉体的なハラスメントを受けることをマタニティハラスメント(マタハラ)といいます。  
法律では、妊娠や出産を理由として労働者に不利益な取り扱いをすることを禁止しており、働き続ける意志がある限り退職する必要はありません。辞める意思がないことをはっきりと伝え、労働組合などに相談しましょう。

みんなの職場で、セクハラやマタハラに悩んでいる人はいるかな? ハラスメントのない、働きやすい職場をつくろう!

働く上で最低限必要なワークルールや相談窓口をまとめました。連合HPで掲載中! ぜひご活用ください。



厚労省も後援!  
ワークルール検定に挑戦しよう  
次回は11月23日(水・祝)予定



ワークルール検定とは

労働基準法や労働組合法などの法律や、休日や賃金、解雇など、職場で問題になりやすいワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。

このページは連合HPでも配信中! 皆さんもお使いください。



問合先 (一社) 日本ワークルール検定協会 ☎03-3254-0545  
<http://workrule-kentei.jp/index.php>